

第7章 主要関連法規

1. 会社法

会社法（株式会社に関する法律 2007 年 40 号）は、会社の形態、ガバナンス、組織再編などについて定めている。インドネシアでは、独立後もオランダの会社法制が適用されていたが、1995 年に独自の会社法が制定された。更に 2007 年に新たな会社法が制定され、1995 年制定の会社法は廃止された。2007 年の会社法では、取締役やコミサリスの責任などコーポレートガバナンスに関する規定の改正のほか、株式取得に伴う支配権の移転や会社分割などの組織再編に関する規定も改定されている。また、天然資源に関する事業を営む会社については、環境や社会に関する責任も新たに課されることになった。

オムニバス法によって、2007 年制定の会社法の一部が改正された。零細・小規模企業の設立の促進に向けられたものであり、零細・小規模企業にはあたらぬ日本企業に与える影響は小さいという声も聞かれる。

2. 投資法

投資法（2007 年制定）は外国投資や内国投資に関わる諸事項に対して施行されていた個別の政令、大統領令、大臣令（各省）、投資調整庁長官令などに代わるものとして 2007 年に制定された。外国投資と内国投資を含む投資全体を包含しており、インドネシア共和国域内の全ての産業分野への投資に対して適用される。税制、入国管理、輸入許可などに関する投資インセンティブを定めるほか、国内投資家と外国投資家に同等の待遇を与えること、投資に関する政策担当機関の明確化など投資に関する基本的事項を定めている。税制に関する投資インセンティブについては、特定業種・地域に関する税額控除やパイオニア産業の新規進出に関する法人税減免（タックスホリデー）を内容とする法令が制定されている。この大枠は、オムニバス法による投資法の改正後も変更はない。

オムニバス法によって改正された内容を大きく分けると、投資禁止業種・投資制限業種に関するものと、零細・中小企業の保護に関するものである。旧投資法では、「投資禁止業種または投資制限業種を除き、全ての事業分野への投資が開放されている」と規定され、下位法である大統領令によって禁止・制限業種のリスト、いわゆる「投資ネガティブリスト」が定められていた。今回の改正によって、「投資禁止業種と、中央政府のみが行うことができる活動を除き、全ての事業分野への投資が開放されなければならない」と規定され、投資禁止業種の数に大幅に減少した。また、禁止・制限業種のリストではなく、新たに大統領令に基づく「投資プライオリティリスト」が導入された点も新しい。なお、投資インセンティブの詳細については、「第 9 章 主要投資インセンティブ」参照。

3. ポジティブリスト

2021年以前において、ネガティブリスト（2016年大統領令第44号）が投資法に基づく大統領令において定められ、インドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに外国投資が制限される事業と、その制限態様の詳細が定められていた。ネガティブリストに掲載されている事業については、外国人が自由に投資することができなかった。オムニバス法が施行されたことにより、従前のネガティブリストは、優先業種リストや投資が開放されている業種を規定する大統領令2021年10号（ポジティブリスト）に取って代わられた。

外資規制の詳細は、「第10章 外資規制業種」参照。

4. 税法

国税通則法、所得税法、付加価値税・奢侈品販売税法、印紙税法など税務に関する法規や通達などが多数制定されている。内容の詳細については、「第12章 税制」参照。

5. 外国通貨に関する各法令

インドネシアの法定通貨であるインドネシア・ルピアの減価が経済に悪影響を与えることを回避するため、インドネシア中央銀行（BI）は、2014年にインドネシア国外の当事者に対して外貨建て債務を負う銀行以外の者に対して、ヘッジ義務や格付け取得義務などを課す規則を制定している（詳細は「第18章 資金調達」参照）。更に2015年、BIはインドネシア国内の取引について、原則としてインドネシア・ルピアを利用することを定める規則や裏付取引のないスポットでの外貨購入につき限度額を1ヵ月あたり25,000米ドルに引き下げる規制も導入している。

6. 農業基本法

農業基本法（通称：土地基本法、1960年制定）は森林以外の土地に関する基本法であり、土地に関する権利や登記などについて定めている。この法律に基づき、土地に関する多数の政令、大統領令などが定められているが、1997年に政令第24号で土地権利確定手続の簡素化が図られた。インドネシアの土地所有権は、インドネシア国民やインドネシア政府が指定した法人にのみ認められている。外資系を含むインドネシアの株式会社については、これに代わるものとして、建設権（HGB：期間30年、延長可能）、あるいは利用権（HP：期間25年、延長可能）が認められており、これらの権利を得た上で、特定の土地で操業することができる。

7. 労働に関する法律

インドネシアでは、1990年代後半から労働関連法の整備が進められており、1997年に改正労働法が制定された。しかし、労使双方からの反対により施行が凍結され、2002年に廃止された。これに代わる法律として2003年に労働に関する法律が制定された。労働に関する法律は、就業規定、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金などを定めている。

インドネシアの労働法は、労働者保護に手厚いと考えられる中、2020年に制定されたオムニバス法により、全体的には使用者寄りの改正が行われたといえる。雇用主寄りに改正することで、外国企業の誘致も含め、インドネシア国内で企業の設立・事業継続を促進し、結果的に、雇用の創出、つまり、労働者の雇用確保につなげることが今回の改正の狙いとされている。

8. 労使紛争解決法

労使紛争解決法（2004年制定）は、労使関係の紛争、従業員への解雇、労働組合間の紛争などの解決手続を定めている。係る紛争の解決手段として、調停、和解、仲裁、特別裁判所である産業関係裁判所における裁判を定めている。オムニバス法が制定される前は、解雇について労使間の協議がまとまらなかった場合、労働者を解雇するには、原則、労働裁判所の決定を得なければならなかった。労働裁判所の決定を経ずに行われる解雇は無効とされていた。今回の改正によって、この要件が撤廃され、労働者を解雇する際に、労働裁判所の決定は不要になった。

もともと、今回の改正以前から、労働裁判所の決定を経ずに解雇が行われることはあった。労働者による労働裁判所への訴訟提起の期限が、解雇日から1年以内に制限されていることや、労使紛争が解決されるまでの使用者の賃金支払義務の上限が6ヵ月分とされていることなどを念頭に置いた対応であったと考えられる。

9. 汚職撲滅法

汚職撲滅法（1999年制定、2001年、2019年改定）は、贈収賄に加えて、公務員による職権濫用や国営財産の毀損などに対して、重い刑罰を科すことでこれらの違法行為の抑止を図っている。インドネシアでは公務員の汚職が絶えないものの、汚職撲滅委員会が積極的に同法に基づく贈収賄の摘発を行っている。

10. 日・インドネシア経済連携協定

日本とインドネシアの両国政府は、2007年に物品やサービスの貿易の自由化と円滑化、投資の保護、自然人の移動、エネルギー・鉱物資源分野における投資環境の整備、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大などについて日・インドネシア経済連携協定を締結し、2008年7月1日に発効した。日・インドネシア経済連携協定の発効により、物品の貿易に関して両国間の往復貿易額の約97%（日本からの輸出額の約99%、インドネシアからの輸入額の約94%）の関税がこの協定の発効から10年以内に撤廃された。日・インドネシア経済連携協定の詳細については、「第5章 日伊経済関係」参照。